

特集

平成17年度決算報告 ……………②～⑤

国民健康保険と

老人保健が変わります ほか…⑥～⑦

まちのわだいアラカルト…………⑧～⑨

みんなのひろば…………⑩～⑪

軽便鉄道 ほか ……………⑫



9月16日(土)中井っ子全員集合 (中井中央公園多目的広場にて)

TVゲームなど、何かと室内で遊ぶ機会が昔に比べて増えてきた子どもたち。この日は、ドッチビーやポートボール、ボール運びリレーなど、みんなで協力しながら体を使って元気よく遊び、会場中から子どもたちの笑顔と歓声が溢れていました。(中井町子ども会育成指導者連絡協議会主催)

平成17年度決算報告

平成17年度における一般会計及び4特別会計、企業会計の決算状況が、9月の町議会定例会で認定されました。町の会計は町議会で可決された予算に基づき事業を行っておりますが、町のお金がどのように使われたかを町民の皆様にお知らせします。



決算総額は、74億8640万円となりました。

会計名	歳入	歳出	差引
一般会計	45億4105万円	43億1577万円	2億2528万円
*法人税の減収等により町税が6.3%減 *投資的支出7.7%増			
国民健康保険特別会計	9億2032万円	9億65万円	1967万円
*国民健康保険税収納率89.1% (1.1%増) *保険給付費13.6%増			
老人保健特別会計	6億868万円	6億1627万円	△759万円
*医療件数は4.1%減、医療費総額は2.9%増			
介護保険特別会計	4億6956万円	4億7167万円	△211万円
*介護保険料収納率98.5% (0.3%減) *保険給付費9.9%増			
下水道事業特別会計	7億5944万円	7億3794万円	2150万円
*北窪、宮上、宮原地内の枝線築造工事実施 *公共下水道接続率45.4%			
水道事業会計 (企業会計)	収益的収入 3億1024万円	収益的支出 2億5605万円	5419万円
	資本的収入 7420万円	資本的支出 1億8805万円	△1億1385万円
*盛夏や企業業績好転により水道料金収入3.0%増			
合計	76億8349万円	74億8640万円	1億9709万円

▼一般会計

庁舎車庫屋根裏アスベスト除去工事等が一部繰越事業となりましたが、その他事業は計画どおり実施しました。特に井ノ口小学校等学校施設の改修整備や防災行政無線移動系の整備、農産物直売所の建設、地域ボランティアによる防犯パトロールの実施など、安全で安心して暮らせるまちづくりに努めました。

歳入では総額の65.7%を占める町税が2億182万円6.3%減となりましたが、借入金をする事となり運営を行いました。また、財政の弾力性を示す経常収支比率は80.4%であり、健全な財政を維持しています。一般会計における借入金残高は30億849.5万円、積立金残高は9億251.1万円となっています。

▼国民健康保険特別会計

被保険者は年々増加傾向で前年より50人、41世帯増加したこと等により、医療機関で治療を受けた場合に支払いを行なう療養給付費等が増加し、保険給付費全体が13.6%増となりました。

また、人間ドック費用の補助や24時間電話による健康医療相談、骨密度測定を行うなど疾病予防に努めました。

▼老人保健特別会計

75歳以上の老人及び65歳以上75歳未満で障害の認定を受けた方の医療費の給付を行いました。医療件数は26,157件と前年度比4.1%減少しましたが、医療費総額は2.9%増加しました。また、歳入不足となります759万円を次年度から繰上充用いたしました。

▼介護保険特別会計

在宅介護を支援する訪問介護・訪問入浴等の居宅サービスの給付や介護老人福祉施設等を利用する施設介護サービスの給付、福祉用具の購入や住宅改修費及び居宅サービス計画に係る費用等を保険給付しましたが、制度の普及や定着により保険給付費が9.9%増となりました。

また、歳入不足となります211万円を次年度から繰上充用いたしました。



▼下水道事業特別会計

水環境保全のため北窪・宮上・宮原地内の枝線築造工事の面整備を実施しました。整備済み区域面積は205.2haに拡がり、計画全面積の55.8%、下水道接続率は45.4%となりました。

下水道事業における借入金残高は、50億4408万円となっています。

▼水道事業会計

より良いライフラインの確保や水道施設整備の充実を図りつつ、安価でおいしい飲料水の安定的供給に努めました。

また、水道料金収入は盛夏等により3.0%(833万円)の増加となりました。水道事業における借入金残高は15億9127万円となっています。

実施した主な事業

事業名	決算額	町民1人あたり	事業名	決算額	町民1人あたり
総務関係			農業関係		
安全監視員設置事業	395万円	389円	農道整備事業	2,408万円	2,372円
地域防犯対策事業	86万円	85円	農産物生産支援活性化事業	91万円	90円
庁舎耐震調査事業	399万円	393円	酪農振興推進事業	341万円	336円
アスベスト等調査事業	157万円	155円	商工関係		
第五次中井町総合計画策定事業	410万円	404円	中小企業振興融資事業	700万円	690円
生活交通維持対策事業	377万円	371円	商工振興会等支援事業	376万円	370円
地域情報化事業	863万円	850円	美・緑なかいフェスティバル補助事業	360万円	355円
民生関係			観光看板設置事業	283万円	279円
社会福祉協議会補助事業	3,202万円	3,155円	ふれあいと交流の里づくり事業	2,731万円	2,691円
介護予防・地域支え合い事業	539万円	531円	土木関係		
生きがい事業団支援事業	392万円	386円	生活関連道路等整備事業	1億1920万円	11,744円
中井町地域作業所運営費補助事業	1,289万円	1,270円	砂口南が丘線道路改良事業	1億8008万円	17,742円
重度障害者タクシー券助成事業	88万円	87円	人にやさしい街づくり事業	536万円	528円
小児医療費助成事業	1,847万円	1,820円	下水道事業特別会計繰出金	4億2598万円	41,968円
放課後児童健全育成事業	1,006万円	991円	消防関係		
井ノ口保育園移転新築事業	7,110万円	7,005円	足柄消防組合負担金	1億4138万円	13,929円
中村保育園改修事業	1,534万円	1,511円	防災行政無線整備事業	1億2359万円	12,176円
国民健康保険特別会計繰出金	7,777万円	7,662円	教育関係		
老人保健特別会計繰出金	4,473万円	4,407円	外国人講師設置事業	442万円	435円
介護保険特別会計繰出金	1億383万円	10,230円	適応指導教室設置事業	287万円	283円
衛生関係			学校生活支援者派遣事業	631万円	622円
健康管理支援事業	2,560万円	2,522円	学校施設整備及び耐震補強事業	9,214万円	9,078円
転倒・骨折予防事業	92万円	91円	井ノ口幼稚園改修事業	893万円	880円
母子保健事業	479万円	472円	青少年ふれあい交流事業(戸沢村)	150万円	148円
不法投棄防止事業	417万円	411円	青少年交流洋上体験研修事業	51万円	50円
足柄東部清掃組合負担金	8,513万円	8,387円	生涯学習推進事業	95万円	94円
合併処理浄化槽整備事業	505万円	498円	芸術文化講演会事業	33万円	33円
水道事業会計繰出金	1,720万円	1,695円	「中井の野鳥」冊子作成事業	88万円	87円



子ども安全パトロール員



転倒・骨折予防事業

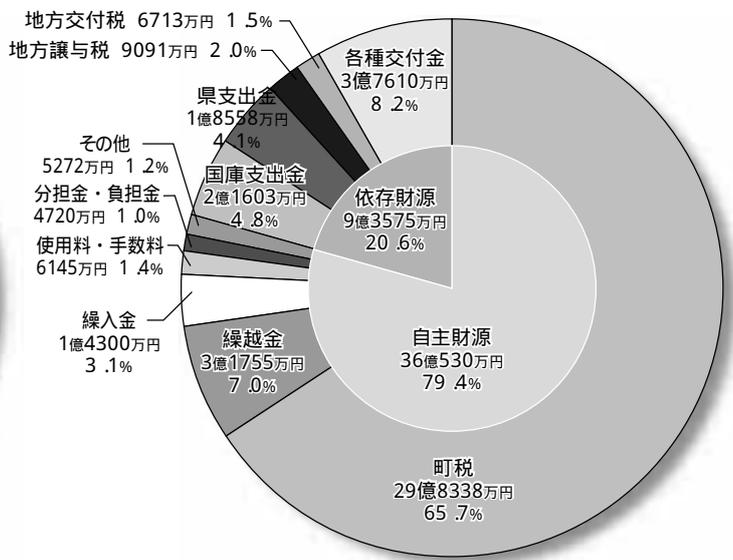
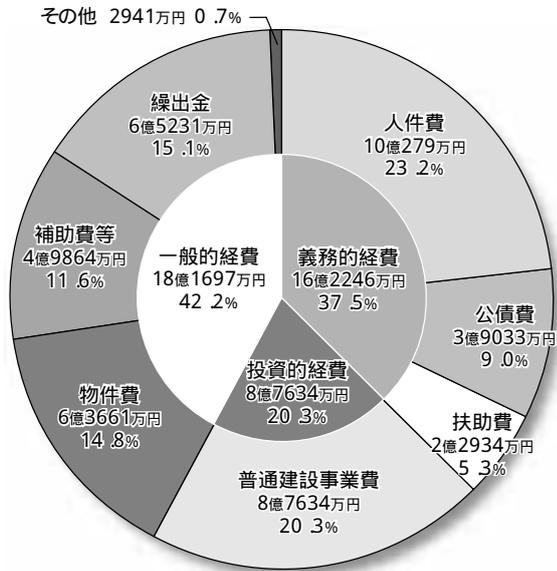


青少年交流洋上体験研修

一般会計の概要

歳出総額 43億1577万円

歳入総額 45億4105万円



●町民1人あたりの目的別歳出決算額

土木費 1人あたり 105,006円	民生費 1人あたり 84,212円
総務費 1人あたり 66,735円	教育費 1人あたり 45,865円
公債費 1人あたり 38,456円	消防費 1人あたり 30,365円
衛生費 1人あたり 26,530円	農業費 1人あたり 10,871円
議会費 1人あたり 9,657円	商工費 1人あたり 7,410円
その他 1人あたり 92円	
合計 1人あたり 425,199円	

●町民1人あたりの科目別歳入決算額

		1人あたり
自主財源	町税	293,929円
	個人町民税	47,942円
	法人町民税	48,413円
	固定資産税	186,662円
	軽自動車税	1,770円
	町たばこ税	7,452円
	砂利採取税	1,690円
	分担金及び負担金	4,650円
	使用料及び手数料	6,054円
	財産収入	140円
依存財源	寄付金	350円
	繰入金	14,089円
	繰越金	31,285円
	諸収入	4,705円
	自主財源計	355,202円
	地方譲与税	8,957円
	利子割交付金等	1,576円
	地方消費税交付金	14,459円
	ゴルフ場利用税交付金	4,165円
	自動車取得税交付金	6,038円
地方特例交付金	10,498円	
地方交付税	6,614円	
交通安全対策特別交付金	318円	
国庫支出金	21,284円	
県支出金	18,284円	
町債	0円	
依存財源計	92,193円	
合計	447,395円	

平成18年3月31日現在 人口10,150人

●町民1人あたりの性質別歳出決算額

		1人あたり	内 容
人件費	議員・委員報酬	10,043円	町議会議員や各種委員の手当
	職員給与	70,614円	町職員の給与
	その他	18,140円	職員退職手当や共済組合負担金等
公債費		38,456円	借入金の返済金
扶助費		22,595円	障害者等社会福祉支援費、児童手当、小児医療費助成、育英奨学金等
普通建設事業費		86,339円	砂口南が丘線道路改良工事、生活関連道路整備工事、防災行政無線整備工事、井ノ口小学校・井ノ口幼稚園改修工事
物件費	賃金	7,747円	放課後児童、外国語指導、適応指導教室、読書推進等指導者賃金
	委託料	29,060円	総合計画策定、緊急防犯、水質検査、測量、耐震調査等委託
	交際費	147円	総額148万8千円支出
	食糧費	376円	備蓄食料、放課後児童賄料、会議飲物等
	燃料費	970円	自動車燃料、灯油代等
	光熱水費	4,645円	電気料、水道料
	修繕料	2,051円	防犯灯修繕、施設・備品修繕
	消耗品等費	5,924円	事務用品、用紙代等
	備品費	2,596円	教育関係備品等
	役務費	1,804円	郵送料、電話料、保険料等
	使用賃借料	6,736円	機器借上料、自動車借上料
旅費	664円	出張旅費等	
補助費等		49,127円	自治会運営助成、清掃・衛生・消防組合負担金、社会福祉協議会・地域作業所・生きがい事業団等運営補助、各種団体補助等
繰出金		64,267円	国民健康保険・老人保健・介護保険・下水道事業特別会計へ繰出し
その他		2,898円	積立金、投資、維持補修費等
合計		425,199円	

中井町のバランスシート

資産総額 240億7,940万円

これは年度末に町が保有するすべての資産・負債などを総括的に表示したものです。国から示された全国統一の基準に沿って昭和44年度から現在までの決算数値を基に作成しました。作成対象会計は、一般会計のみです。(単位:万円)

有形固定資産
土地・建物・備品・車両などが含まれます。土地は買った時の価格のままで計上しており、その他建設物や備品は減価償却をしています。

投資
関係団体への出資金や特定目的のための基金など、投資的な資産です。

流動資産
現金や必要なときにすぐに現金化できる基金など、流動的な資産です。

借方	資金をどのように使っているかを示しています。	貸方	資金をどのように集めたかを示します。
【資産の部】		【負債の部】	
1. 有形固定資産		1. 固定負債	
①総務費	74,263	①地方債	279,574
②民生費	81,329	②債務負担行為	0
③衛生費	18,799	③退職給与引当金	80,806
④農業費	110,413	④その他	0
⑤商工費	2,623		
⑥土木費	1,439,924	固定負債合計	360,380
⑦消防費	23,728	②流動負債	
⑧教育費	471,175	①翌年度償還予定額	28,921
有形固定資産合計	2,222,254	②翌年度繰上充入金	0
2. 投資等		③その他	0
①投資及び出資金	38,353	流動負債合計	28,921
②貸付金	0	負債合計	389,301
③基金			
特定目的基金	27,237		
土地開発基金	17,344		
定額運用基金	0		
基金計	44,581		
④退職手当組合積立基金	8,810		
投資等合計	91,744		
3. 流動資産			
①現金・預金			
財政調整基金	64,654		
減債基金	580		
歳計現金	22,528		
現金預金計	87,762		
②未収金			
地方税	5,944		
その他	236		
未収金計	6,180		
流動資産合計	93,942		
資産合計	2,407,940		
		【正味資産の部】	
		①国庫支出金	222,674
		②都道府県支出金	218,863
		③一般財源等	1,577,102
		正味資産合計	2,018,639
		負債・正味資産合計	2,407,940

負債
資産形成のために借り入れたお金の残金や、全職員が退職した場合の退職金などを計上しています。

正味資産
資産形成のために充てた国や県の支出金、税などを計上しています。

*債務負担行為に関する情報
 ①物件の購入等に係るもの 0万円 (本表に計上したものを除く)
 ②債務保証又は損失補償に係るもの 100,000万円 (本表に計上したものを除く)
 ③利子補給等に係るもの 0万円 (本表に計上したものを除く)
 (平成18年3月31日現在)

70歳以上の方へ

平成18年10月1日から

国民健康保険 老人保健 が変わります

平成18年10月1日から医療保険制度が改正され、
医療費の自己負担割合などが変わりました。

■一定以上所得がある人の 自己負担割合が変わります

70歳以上の国保被保険者または老人保健で医療を受ける方(以下、「70歳以上の方」という。)のうち、現役並み所得のある一定以上所得者は、医療機関で支払う自己負担割合が2割から3割に引き上げられます。一定以上所得者以外は1割のまま据え置かれます。(表1参照)



【表1】

平成18年10月1日から	
一定以上所得者	2割 → 3割
一般、低所得Ⅰ・Ⅱ	1割 (据え置き)

一定以上所得者…70歳以上の方のうち、一定の所得(課税所得が145万円)以上の方が同一世帯に1人でもいる方をいいます。ただし、70歳以上の方の収入の合計が、(表2)に該当する場合、申請により、「一般」の区分と同様になり、1割負担となります。

一般…一定以上所得者、低所得Ⅰ・Ⅱのいずれにもあてはまらない方。

低所得Ⅱ…同一世帯の全員が住民税非課税の方(低所得Ⅰ以外の方)。

低所得Ⅰ…同一世帯の全員が住民税非課税で、かつその世帯の全員の各所得がいずれも必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方。(年金の所得は控除額を80万円として計算します。)

問合せ

町民課

保険医療班

☎(81)1114

【表2】

世帯構成	70歳以上の方の収入の合計金額
1人世帯	383万円未満
2人以上世帯	520万円未満

■高額療養費(高額医療費)の 自己負担限度額が変わります

1ヵ月間(同月内)に医療機関で支払った医療費の自己負担額の合計が高額になった場合、申請をして認められると、限度額を超えた分が高額療養費(高額医療費)としてあとから支給されます。70歳以上の方は、表3のように自己負担限度額が一部引き上げられます。ただし、低所得の場合、自己負担限度額は据え置かれます。(表3参照)